

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職 種	採用予定者数	職 務 内 容	主な配属先
事 務	14名程度	各種施策の企画立案と実施、申請に対する許認可、予算の編成・執行、経理、庶務等の事務全般のほか、税の徴収、用地買収の交渉等	本庁、総合事務所、教育委員会事務局、県立学校、公立小中学校等（※警察本部以外の全ての部局）
土 木	4名程度	道路・河川・港湾・治山・地すべり防止、農業基盤整備、農村地域の生活環境整備等の調査・計画・設計、建設工事の監督、施設の維持・管理等	県土整備部、農林水産部、総合事務所県土整備局、総合事務所農林局、企業局等
警 察 行 政	4名程度	警察業務に関する企画立案や事業実施のほか、予算管理、経理、庶務、広報活動、犯罪統計分析、交通管制、犯罪鑑識、運転免許証の作成や交付等	警察本部、警察署等
保 育 士	4名程度	児童発達支援センター、障害児入所施設、児童自立支援施設等における児童の保育や保護者に対する保育に関する指導等	皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園、喜多原学園等
司 書	1名程度	図書資料の収集・分類、貸出、資料相談、図書案内等	県立学校、県立図書館

(注) 1 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

2 試験の結果によっては、採用予定者数を増減する場合又は第1次試験合格者なし若しくは採用候補者なしとする場合もあります。

各職種の仕事内容、やりがいなどについて、こちらのホームページでご紹介しています。



3 受験資格

(1) 年齢

事務、土木、警察行政：平成13年（2001年）4月2日から平成17年（2005年）4月1日までに生まれた人

※ ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

保 育 士 、 司 書：昭和62年（1987年）4月2日以降に生まれた人

(2) 登録・資格

職 種	必 要 な 登 録 ・ 資 格
保 育 士	児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は令和5年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人
司 書	図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する人又は令和5年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人

(注) 上記の登録・資格が取得できなければ、採用候補者となっても採用されません。

(3) その他

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和5年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。（ただし、警察行政については日本国籍が必要です。）

- ・ 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- 日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、〈参考1〉「日本国籍を有しない職員の任用について」（6ページ）をご覧ください。

(4) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

(1) 警察行政以外の職種

試験種目	職種	配点	内 容
第1次試験	教養試験	全ての職種 150点	[多肢選択式…50問 2時間] 事務・土木 2時間 保育士・司書 2時間30分] 公務員として必要な一般的な知識及び知能(社会科学・人文科学・自然科学に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力)についての筆記試験
	専門試験 ※出題分野は別表のとおり	事務以外の職種 300点	[多肢選択式…40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験 ※「土木」は、出題数は45問で、このうち35問が必須解答、残りの10問(土木分野、農業土木分野 各5問)の中から任意の5問を選択解答
	作文試験	全ての職種 120点	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	全ての職種 —	職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	事務 600点	集団討論及び個別面接による人物についての口述試験
		事務以外の職種 600点	集団討論及び個別面接による人物、専門的知識についての口述試験

(注) 1 試験問題は職種により難易度が異なります。

◎ 高校卒業程度 … 事務、土木

◎ 短大卒業程度 … 保育士、司書

- 2 作文試験及び適性検査は第1次試験日に実施しますが、評価等は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点・判定します。)
- 3 第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。
- 4 第2次試験の個別面接は、各人同一日に2回実施します。
- 5 試験種目のうち、いずれかの試験種目を欠席又は棄権した場合は、採点対象外となります。
- 6 作文試験の過去3年間の問題並びに教養試験の例題及び専門試験の例題は、鳥取県人事委員会のホームページに掲載します。

〈別表〉第1次試験(専門試験)出題分野

職 種	出 題 分 野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎(農業と環境、農業情報処理等)
保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
司 書	生涯学習概論、図書館概論(図書館制度を含む)、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論

(2) 警察行政

試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験	150点 [多肢選択式…50問 2時間] 公務員として必要な一般的な知識及び知能(社会科学・人文科学・自然科学に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力)についての筆記試験
	作文試験	200点 [1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	— 職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	500点 個別面接による人物についての口述試験

(注) 1 試験の難易度は高校卒業程度です。

- 2 第1次試験日に実施する作文試験及び適性検査の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点・判定します。)
- 3 第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。
- 4 第2次試験以降の手続は警察本部が実施します。
- 5 試験種目のうち、いずれかの試験種目を欠席又は棄権した場合は、採点対象外となります。
- 6 作文試験の過去3年間の問題及び教養試験の例題は、鳥取県人事委員会のホームページに掲載します。

5 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 事務及び警察行政

第1次試験の教養試験の得点の高い順に決定します。

なお、第1次試験の教養試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は不合格とします。

イ 以外の職種

第1次試験の教養試験と専門試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、第1次試験の教養試験と専門試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、第1次

試験の合計得点にかかわらず不合格とします。

(2) 採用候補者

ア 事務

第1次試験の教養試験の得点にかかわらず、第1次試験で実施する作文試験と第2次試験で実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、作文試験と人物試験の合計得点にかかわらず不合格とします。

イ 警察行政

第1次試験の教養試験の得点にかかわらず、第1次試験で実施する作文試験と第2次試験で実施する人物試験（個別面接）を合計した得点の高い順に決定します。

なお、作文試験と人物試験（個別面接）にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、作文試験と人物試験（個別面接）の合計得点にかかわらず不合格とします。

ウ ア、イ以外の職種

第1次試験の教養試験と専門試験の得点にかかわらず、第1次試験で実施する作文試験と第2次試験で実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、作文試験と人物試験の合計得点にかかわらず不合格とします。

(3) 証明書等

採用候補者の決定後、採用までに受験資格の確認のため資格証明書等を提出していただく場合があります。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

6 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

第1次試験合格者及び採用候補者の受験番号を鳥取県人事委員会のホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎（警察行政については県庁本庁舎及び警察本部庁舎）の1階屋内掲示板に掲載するとともに、第1次試験合格者及び採用候補者に通知します。

◆「自己紹介書」の作成準備について

第1次試験合格者には、第1次試験合格通知の際、第2次試験の個別面接に使用する「自己紹介書」の作成を依頼しますが、合格通知から提出期限までの期間が短期間となります。

「自己紹介書」の様式を人事委員会事務局のホームページに掲載していますので、各自ダウンロードのうえ、早めにご準備ください。

なお、警察行政の「自己紹介書」の様式はホームページには掲載しませんので、合格通知書に同封する様式を使用してください。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。ただし、いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合は、順位はありません。

なお、警察行政の第2次試験の開示手続等の詳細については、鳥取県警察本部警務課人事第二係（警察本部（代表）0857-23-0110）までお問い合わせください。また、第2次試験の開示手続等の問合せ及び第2次試験結果の開示の請求は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間の受付となります。

開示対象の試験	職種	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	全ての職種	受験者本人 又は代理人	教養試験、専門試験（事務及び警察行政以外）の得点、合計得点及び順位	第1次試験合格者発表日から1年間	鳥取県人事委員会事務局 （県庁第二庁舎7階）
第2次試験	警察行政以外の職種		作文試験、人物試験の得点、合計得点及び順位	採用候補者発表日から1年間	
	警察行政				鳥取県警察本部警務課 （警察本部庁舎3階）

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。手続等の詳細については、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望する受験者は、第1次試験日当日に84円分の切手を貼った受取先明記の通知用封筒【長形3号（12.0cm×23.5cm）】を持参してください。**試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用方法及び給与等

(1) 採用方法

ア 警察行政以外

採用候補者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。

任命権者（知事・教育委員会等）は、欠員等の状況を考慮しながら、名簿に登載された人のうちから、採用者を決定します。

イ 警察行政

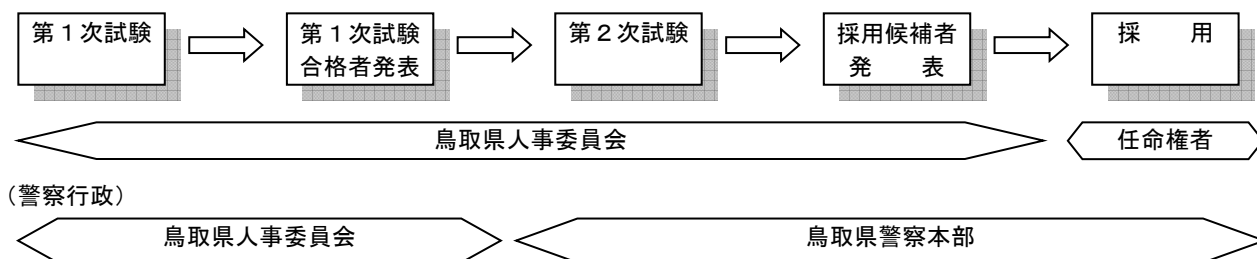
採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。

鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、名簿に登載された人のうちから、採用者を決定します。

※採用候補者名簿は、名簿確定の日から原則として1年間有効です。

- (2) 採用時期
採用は、原則として令和5年4月1日の予定ですが、既卒者については、欠員等の状況によってはそれ以前に採用されることもあります。
- (3) 給与
ア 初任給（月額）
① 事務、土木及び警察行政 154,900 円
② 保育士及び司書 168,900 円
※一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。
- イ 昇給
原則として毎年1回、4月1日に行われます。
- ウ 諸手当
扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。
※令和4年4月1日現在。採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。
- (4) 勤務場所における受動喫煙防止措置等
敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）

【申込から採用までの流れ】
(警察行政以外)



9 受験申込手続

- (1) インターネットにより申し込む場合
鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面
上の注意事項に従って申し込んでください。
受付期間終了後は、申込内容の変更はできません。



*** 注意事項**

- ・受験票作成にプリンタが必要です。お持ちでない場合はコンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用いただくか、郵送又は信書便により申込みをお願いします。
- ・ご使用の機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。

【申込手順】

①パソコン、スマートフォンの環境設定

「pref-tottori@s-kantan.com」からのメールを受信できるように設定してください。
なお、スマートフォン以外の携帯電話からの申込みはできません。

②受験申込み

申込みが完了すると、「申込完了通知メール」、「審査完了通知メール」の電子メールが順次、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。

申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合又は申込後2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経っても「審査完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

これらの電子メールに記載されている整理番号とパスワードは受験票作成の際に必要ですので、メールを削除しないように注意してください。

③受験票の作成 ※9月13日（火）頃に申込みの際に登録したアドレスに電子メールが送信されます。

次の方法により受験票を自分で作成し、試験当日に持参してください。

- ・「受験票作成依頼メール」の電子メールが届いたら、鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上部にある「申込内容照会」をクリックします。
- ・「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードを入力し申込内容を表示させます。
- ・受験票様式（PDFファイル）をダウンロードのうえ印刷します。
- ・印刷した様式から切り取り線に沿って受験票を切り取り、写真を貼ります。

※「受験票作成依頼メール」は、9月13日（火）頃に送信されます。

- (2) 郵便又は信書便により申し込む場合

提出書類	<p>①申込書 1部 記載要領をよく読んで、受験申込書・受験票に必要な事項を記入の上、提出してください。 (<u>写真の貼付、履歴書等は申込時には不要です。</u>) [注意事項] 申込みができる職種は1つに限ります。</p> <p>②返送用封筒 1通 受験票を郵便により返送するため、84円分の切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒</p>
------	---

	〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を併せて提出してください。
申 込 先	鳥取県人事委員会事務局 所在地：鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階 電話(0857)26-7553 宛先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県人事委員会事務局 ※ 封筒の表に赤字で「 県職員受験 」と書いてください。 ※ 郵便の場合、特定記録などによるのが確実です。 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだことが明確に確認できない場合は、理由の如何を問わず受理しません。(郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。) ※ 受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだ場合であっても、切手料金不足等により申込者に返送され、結果的に受付期間外の申込みとなった場合など、申込者の責による申込みの遅延等の場合、理由の如何を問わず受理しません。 ※ 受験申込書の人事委員会事務局への持参は、新型コロナウイルス感染防止のため、ご遠慮いただくようご協力をお願いします。
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送しますが、 <u>9月13日(火)までに到着しないときは、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。</u>

受験申込書記載要領

黒又は青のボールペン・万年筆を用い(鉛筆は不可。)、※欄(受験番号、人事委員会処理欄)を除く全ての欄にもれなく記入してください。

該当する□の中にはレ印を付し、その他の該当する項目は○で囲んでください。

記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

また、受付期間終了後は、申込内容の変更はできません。

【現住所及び緊急連絡先】

棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話をお持ちの場合は、その電話番号と電子メールアドレスも記入してください。緊急連絡先が現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

【第1次試験合格通知宛先】

現住所と異なる場合は、受取先住所の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。現住所と同じ場合は記入不要です。

【学歴】

中学校卒業後の学歴を最終学歴から順に記入してください。

なお、「卒業見込」とは来春卒業見込みのことを、「在学」とは来春以降も在学可能であることをいいます。

10 受験上の配慮について

- (1) 視覚障がいの程度により、拡大文字による試験、解答時間の延長等の措置が講じられる場合があります。
- (2) 身体の障がい等があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの措置を希望される方及び補聴器を使用される方は、あらかじめ申し出てください(事前の申出及び許可が必要です。)
- (3) 上記(1)(2)の措置による受験を希望される方は、準備の都合上、8月29日(月)午後5時までに必ず鳥取県人事委員会事務局に申し出てください。申出の内容や程度を確認の上、対応します。場合によっては、障がいの程度を証明する書類を提出していただくことがあります。
また、内容によっては、試験実施上、配慮できない場合があります。
なお、8月29日(月)午後5時以降に上記の措置を希望されても認められない場合がありますのでご注意ください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、次の目的以外には利用しません。

- ① 採用試験及び採用に関する事務に利用します。
- ② 個人が特定できないように処理した上で、今後の募集活動のための資料として利用します。
- ③ 採用候補者の個人情報は、任命権者(知事・教育委員会等)に提供し、採用に関する事務に利用します。

〈参考1〉日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

(1) 公権力の行使に該当する業務

- ア 許可、認可、免許等処分に関する事務(各種営業許可、開発許可、建築確認等)
- イ 報告の徴収、検査に関する事務(保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等)
- ウ 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- エ 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- オ 審査請求に対する裁決に関する事務
- カ そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

(2) 公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。

〈参考2〉各職種における前回の鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施結果

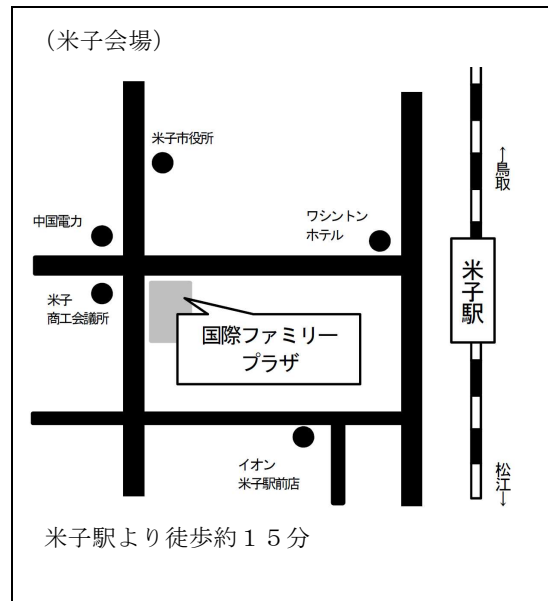
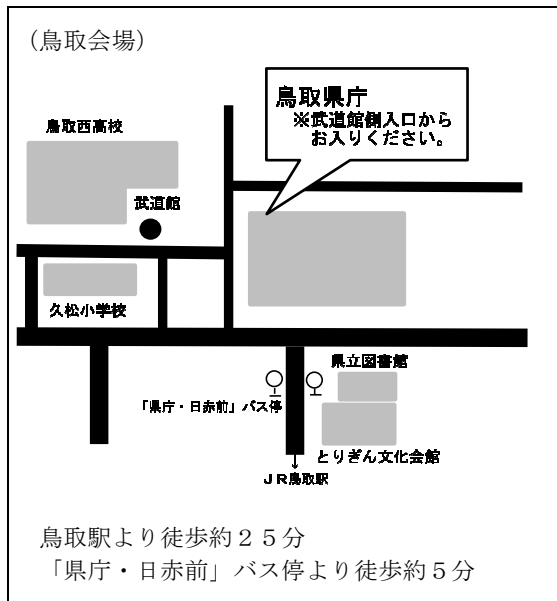
令和3年9月、令和4年1月（追加募集）実施

職 種	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	採用候補者名簿 登載者数 (B)	受験競争率 (A)/(B)
事 務	54	39	18	3.0
土 木	4	2	2	2.0
警 察 行 政	24	13	4	6.0
保 育 士	1回目	1	1	1.0
	2回目	4	4	1.3
司 書	10	7	1	10.0

第1次試験に関する注意事項

- 1 試験当日は、必ず試験開始時刻までに掲示や係員の指示に従って試験室に入室してください。
- 2 受験の際は受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、よく消える消しゴム）、昼食、時計（計時機能だけのもの）に限ります。試験時間中に携帯電話等他の機能が付いた電子機器類を時計として使用することは認めません。）を持参してください。
- 3 試験会場は換気のため、冷房中でも原則として窓と出入口の扉を常時開放しますので、室温の高低に対応できるよう服装に注意してください。
- 4 新型コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いします。当日は、各自不織布マスク（原則として無地のもの（製造者・販売者の表示は可））を正しく着用してください。
- 5 試験会場及び試験会場周辺に駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してお越しください。
- 6 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、鳥取県人事委員会のホームページ、SNS及びメールマガジン『鳥取県職員採用試験情報』でお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場へお越しください。

試験会場案内図



●鳥取県人事委員会からのお知らせ●

★職員採用試験に関する情報や説明会の開催情報を配信しています！

メールマガジン「鳥取県職員採用試験情報」

Facebook Twitter LINE

登録はこちらから



★こちらもあわせてご覧ください！



農業土木の仕事
ホームページ



農地・水保全課
Facebook



森林・林業振興局
Facebook



技術企画課
Facebook

◆試験の日程、内容等は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。

<必ずお読みください> 鳥取県職員受験者の皆さまへの重要なお知らせ (R4. 6. 22)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、皆さまに安全に受験いただくため、以下のご協力をお願いします。

試験前

1 【感染予防行動、体調管理の徹底】

○基本的な感染予防対策を徹底してください。

すき間のない正しいマスク着用、こまめな手洗い・消毒・換気など。

○特に試験前1週間は、体調管理を徹底し、会食など感染リスクの高い行動、県境を越えた移動、不要不急の外出は控えてください。

○繁華街や人混みをさけるなど、密閉、密集、密接のすべてを徹底的に回避してください。

2 【県外在住者が来県される場合の注意事項】

○家庭内での感染対策を徹底してください。

家族であっても食事の時間や場所を分ける、共用部分（ドアノブ等）を消毒する、タオルや歯磨き粉・食べ物や食器等の共用を避けるなど。

○家庭内での感染予防が難しい場合は、ホテル等の宿泊施設の利用もご検討ください。

○来県前（※）に新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けていただくようお願いします。陰性証明書等は不要ですが、検査を受けたことがわかる記録は大切に保管してください。

（※）県内在住者の方が県外との往来をされる場合には帰県後に受検をお願いします。

<参考>内閣官房「各都道府県の無料検査事業サイト」(https://corona.go.jp/free_inspection/)

鳥取県 HP「無料検査の活用について」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-muryou-pcr/>)

試験当日

1 【検温、体調確認】

○以下の方は受験できません。

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方

イ 保健所から「接触者」として判断され、7日間の不要不急の外出を控えるよう要請されている方

ウ 37.5度以上の発熱がある方（試験会場入口で検温を行います）

エ 37.5度未満の発熱に加え、以下のいずれかの症状がある方

〔 ・強いだるさ、倦怠感 ・息苦しさ、呼吸困難
・味覚、嗅覚の異常 〕

2 【マスクの着用】

○不織布マスクの着用をお願いします。（鼻と口を覆い、顔との間にすき間がないようにしっかりと着用してください。）

3 【手指の消毒】

○試験会場に消毒液を設置しますので、こまめに手指消毒を行ってください。

○携帯用手指消毒液の持参は可能です。ただし、試験時間中は鞆等にしまってください。

4 【換気】

○試験会場は換気のため、原則として窓と出入口の扉を常時開放します。

室温の高低に対応できるよう服装に注意してください。

5 【会話】

○会話（声を発すること）は慎んでください。

○（昼食が必要な試験の場合）昼食は持参し、試験会場の自席でとり、食事中は会話は控えてください。

感染防止のため、飲食や食事購入等のための外出は控えてください。

このお知らせはR4. 6. 22時点の状況に基づくものです。今後の感染拡大状況等によっては上記以外にも何らかの対応をお願いしたり、試験日程・会場等を変更したりすることがあります。

その際はホームページでお知らせしますので、必ず以下のページをご確認の上受験してください。



鳥取県人事委員会



鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト